

## 住宅リフォーム資金補助(令和8年度前期分)

市民が、市内の施工業者などに依頼して、住宅の改良、改善工事などを行う場合に、その費用の一部を補助する制度です。

※令和7年度以前に住宅リフォーム資金補助を受けたことがある人も再度利用できるようになりました。



### 補助額

工事費(税抜き)の5%相当額(千円未満切り捨て) 上限10万円

### 補助の要件

- ①申請および補助決定前に着工していないこと
- ②市内の施工業者に発注すること
- ③市内の対象住宅に居住していること  
※共同住宅は専有部分のみ、店舗併用住宅については居住部分のみ。
- ④工事費が税抜き20万円以上であること
- ⑤令和9年2月末日までに完了すること
- ⑥市税または市の各種資金貸付制度の滞納がないこと
- ⑦市のほかの助成制度による補助対象工事でないこと
- ⑧下記の対象工事等に該当すること

### 対象工事等

- ・修繕や模様替え/屋根や外壁の塗り替え、フローリングや壁紙の張り替えなど
  - ・設備工事/キッチン、浴室、給湯器、洗面化粧台、トイレなどを改修する工事
  - ・公共下水道への接続工事/宅内の浄化槽を取りやめ公共下水道へ接続する工事
  - ・その他/住宅部分の床面積を増加させる工事、住宅の一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築する工事
  - ・設計業務/上記の工事を行うための調査・設計業務
- ※単に外構工事やルームエアコンの設置は対象外。  
※耐震診断・耐震補強工事には、別の補助制度あり。

問合せ 建築指導課 ☎(43)1111 内線 572、573

## 固定資産税資料の縦覧・閲覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿および固定資産課税台帳(名寄帳)を、つぎの期間、無料で縦覧・閲覧することができます。

期間	4月1日(水)～6月1日(月)8:30～17:15 ※土曜・日曜・祝日は除く。 ※固定資産課税台帳(名寄帳)は、1年を通じて閲覧できますが、期間外に閲覧する場合は手数料がかかります。
場所	税務課
対象者	▼土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 固定資産税の納税者とその同居の親族または納税管理人 ▼固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧 固定資産税の納税義務者とその同居の親族または納税管理人、借地借家人
持ち物	運転免許証など本人確認ができるもの。借地借家人は賃貸借契約書。 上記対象者以外の人は委任状が必要です。
問合せ	税務課 ☎(43)1111 内線 136、137



## えせ同和行為を排除しましょう

### ●「えせ同和行為」とは

部落差別の解消を口実に、個人、企業、行政機関などに対して「図書等物品購入の強要」や「寄付金、賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、部落差別に対する誤った認識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む要因となり、部落差別解消の大きな障害要因となる許されない行為です。

### ●えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為の要求に応じる必要はありません。その場しのぎの安易な対応は、かえって相手につけ込まれます。終始、き然とした態度で断固拒否し、えせ同和行為を排除しましょう。

### ●部落差別に対する正しい理解を深めましょう

部落差別とは、被差別部落に「住んでいる」あるいは「生まれた」ということを理由とした不合理な偏見により、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受け、基本的人権が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出され、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題です。

幸手市では「部落差別の解消の推進に関する法律」や「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を踏まえ、部落差別に対する正しい理解が図られるよう、人権教育、啓発活動を推進しています。

問合せ 庶務課 ☎(43)1111



期間:4月6日(月)～4月15日(水)までの10日間

問合せ 幸手警察署 ☎(42)0110  
くらし防災課 ☎(43)1111 内線586、588

スローガン  
人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県

### ◆運動の重点

- (1) 全国重点
  - ①通学路・生活道路におけるこどもをはじめとする歩行者の安全確保
  - ②「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先などの安全運転意識の向上
  - ③自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- (2) 埼玉県重点
  - ①自転車への交通反則通告制度導入に伴う交通ルールの遵守とヘルメット着用促進
  - ②横断歩道における歩行者優先の徹底

### ■春の全国交通安全運動キャンペーン

交通安全の周知徹底と意識の高揚を図るため、ジョイフル本田幸手店にて実施します。

みなさん、奮ってご参加ください。  
日時 4月7日(火) 15:00～  
場所 ジョイフル本田幸手店 1階出入口付近

### ◆主な推進事項

小学生の交通事故の特徴として、14:00から18:00までの下校中や帰宅後の時間帯に、道路への飛び出しや交差点での一時不停止が原因で発生しているため、交差点を通過する際や見通しなどの悪い道路環境下では、十分に安全確認や徐行を行い、歩行者の安全確保に努めてください。

特に小学生低学年の行動範囲である、学校や自宅などを中心とした半径1キロ以内の交通事故が多く発生しています。

春から夏にかけては、学校生活にも慣れたこどもたちが活発に行動するため、こどもの動きに注意を払い、安全運転を心がけてください。

道路交通法が改正となり、自転車への交通反則通告制度が開始となりました。

自転車は車の仲間という意識のもと、自転車乗車中は交通ルールを遵守し、安全運転に努めてください。また、自転車乗車中における交通事故では頭部が致命傷となり死亡するケースが多くあります。自転車乗車中は頭部保護の重要性を認識し、ヘルメットの着用をお願いします。